

国民年金保険料が4月から7,100円に

国民年金の定額保険料が、今年の4月から1か月につき7,100円に改められます。

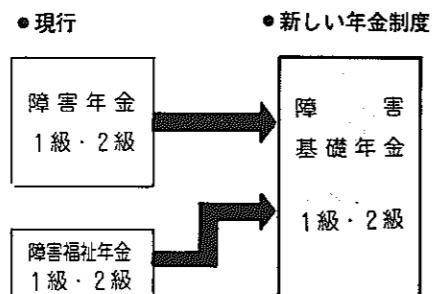
国民年金制度は、お年寄りや障害などで働けなくなった人たちの生活を保障するため、若い現役世代が扶養し、次の世代へと順々にバトンタッチしていく、相互の助け合いのしくみがとられています。

年金の価値は、いつの時代にあっても、社会情勢に応じた水準に保っていかなければなりません。また、人口の高齢化が進んで年金受給者が増えてきたため、年金の支払いに要する費用が年々増えています。

このようなことから、国民年金の財源を賄っている保険料も、引き上げが必要になります。

家庭を預かる奥さんにとって、保険料のアップは頭の痛いことと思いますが、老後の柱となる国民年金制度を今後も健全に運営していくため、保険料の引き上げについて、ご理解をお願いします。

障害給付の変更



対象となる人

国民年金に加入している間に、病気やけがで医師の診察を受け、一定の障害状態になった人に支給されます。

受給資格

また、二十歳未満で障害者となつた人は、これまで二十歳を過ぎても低額の障害福祉年金しか受けられませんでした。新しい国民年金ではこれらの人も、二十歳以後に障害となつた人と同額の障害基礎年金が支給されることになります。

ただし、初診日が昭和七十一年三月三十一日以前の場合、初診日の前に一年間の保険料を納

めていれば支給されます。
また、初診日が六十歳以上六十五歳未満の場合、加入してた最後の一年間に保険料を納めていれば、支給されます。

対象となる人

新しい国民年金では、これまでの母子年金、準母子年金、遺児年金が、遺族基礎年金に一本化されます。

受給資格

国民年金の被保険者や、老供に支給されます（ここで「子供」とは十八歳未満の子供か、二十歳未満で障害のある子供です）。

たとき、その人の収入で生活していた子供のいる奥さんか、子供に支給されます（ここで「子供」とは十八歳未満の子供か、二十歳未満で障害のある子供です）。

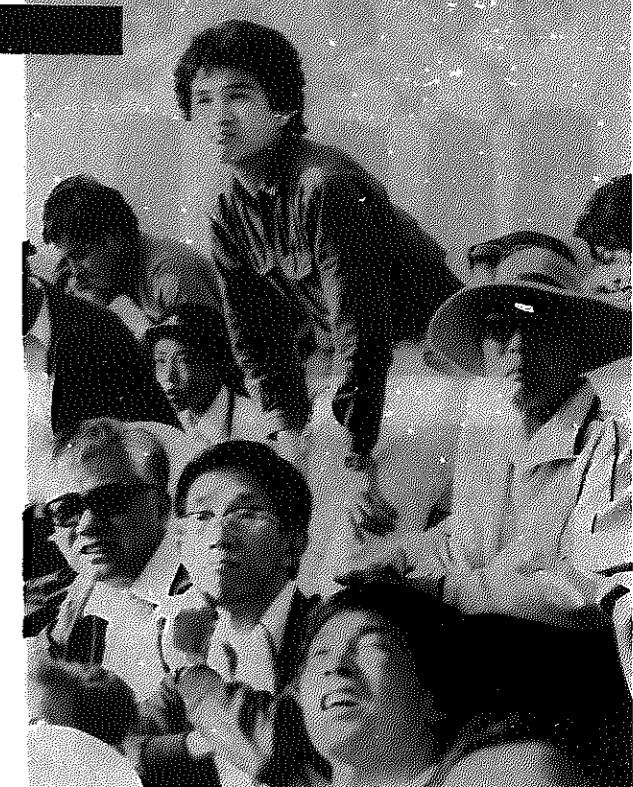
障 壁 基 础 年 金

年 金 額

新しい年金制度②（給付編）

基礎年金は3種類

4月から年金制度が変わります。新しい国民年金制度で支給される基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類です。厚生年金や共済組合に加入期間のある人は、この基礎年金に、独自の給付が加算されます。なお、ここに出てくる年金額は、60年末までの物価上昇率に応じて改定された4月からの金額です。



対象となる人

老齢基礎年金は、この四月一日に六十歳未満の人（大正十五年四月一日以後に生まれた人）が対象となります。六十歳以上の人は、現在の年金制度が適用されます。

受給資格

老齢基礎年金は六十五歳から支給されますが、二十五年以上の資格期間が必要です。

昭和五年四月一日以前に生まれた人には、年齢によつて資格期間が、二十四年から二十一年に短縮されます。

資格期間（①～④を通算した期間）
①厚生年金などに加入していった期間
②国民年金の保険料を納めた期間
③国民年金の保険料を免除された期間
④カラ期間（サラリーマンの奥さんなど、これまで国民年

年 金 額

中高年者の特例

国民年金が発足したのは、昭和三十六年四月一日です。このとき二十歳以上の人（昭和十六年四月一日以前に生まれた人）は、六十歳になるまでに四十年ありません。

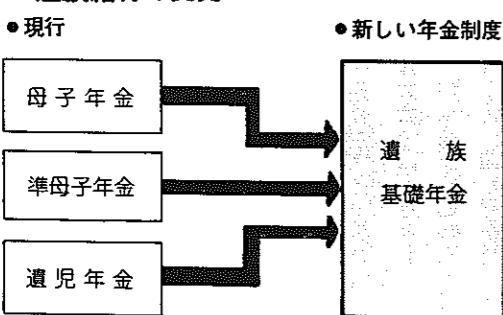
そこで、これらの人については昭和三十六年四月以後六十歳になるまでの間（加入可能年数）の保険料がすべて納めてあれば、満額の年金が受給できます。

老齢基礎年金の額

$$62万2,800円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \left(\text{保険料を免除された月数} \right) \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

(注)加入可能年数は生年月日に応じて25~40年

遺族給付の変更



年 金 額

子供のいる奥さんの場合

一人のときは基本額六十二万二千八百円、二人のときはこれに十八万六千八百円を加えた額となります。

子供の場合

子供の加算額（一人目と二人目は各十八万六千八百円）を加えた額となります。

対象となる人

新しい国民年金では、これまでの母子年金、準母子年金、遺児年金が、遺族基礎年金に一本化されます。

受給資格

亡くなつた被保険者が、死亡した日の前々月までに保険料を納めていた期間（保険料免除期間を含む）が、加入期間の三分の一以上あるか、老齢基礎年金の受給資格があることが必要です。

遺族基礎年金

年 金 額

国民年金の被保険者や、老供に支給されます（ここで「子供」とは十八歳未満の子供か、二十歳未満で障害のある子供です）。

たとえば、その人の収入で生活していた子供のいる奥さんか、子供に支給されます（ここで「子供」とは十八歳未満の子供か、二十歳未満で障害のある子供です）。

ただし、昭和七十年三月三十日以前に死亡した場合、死亡した月の前々月までの一年間に保険料を納めていれば、支給されます。

たとえば、その人の収入で生活していた子供のいる奥さんか、子供に支給されます（ここで「子供」とは十八歳未満の子供か、二十歳未満で障害のある子供です）。

ただし、昭和七十年三月三十日以前に死亡した場合、死亡した月の前々月までの一年間に保険料を納めていれば、支給されます。

老 齢 基 础 年 金

金に任意加入できたのに加入しなかつた人の期間)

受給年齢の繰り上げ・繰り下げ

支給開始年齢は六十五歳ですが、六十六歳以降に繰り下げることもできます。繰り下げをする

ると、年齢に応じて年金額が一定の割合で減額されます。

また、支給開始年齢を、六十歳以上六十五歳未満の間に繰り上げをすると、年齢に応じて年金額が一定の割合で増額されます。

また、支給開始年齢を、六十歳以上六十五歳未満の間に繰り上げをすると、年齢に応じて年金額が一定の割合で増額されます。

金に任意加入できたのに加入しなかつた人の期間)

受給年齢の繰り上げ・繰り下げ

支給開始年齢は六十五歳ですが、六十六歳以降に繰り下げることもできます。繰り下げをする

ると、年齢に応じて年金額が一定の割合で減額されます。

また、支給開始年齢を、六十歳以上六十五歳未満の間に繰り上げをすると、年齢に応じて年金額が一定の割合で増額されます。

金に任意加入できたのに加入しなかつた人の期間)

受給年齢の繰り上げ・繰り下げ

支給開始年齢は六十五歳ですが、六十六歳以降に繰り下げることもできます。繰